

小牧市都市緑化推進事業補助金交付要綱

平成 22 年 4 月 1 日
21 小都第 1844 号

(通則)

第 1 条 小牧市都市緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市補助金等の予算執行に関する規則（昭和 34 年小牧市規則第 3 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 補助金は、愛知県が行うあいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく市民や事業者が行う優良な緑化事業に要する経費の一部を補助することにより、民有地の緑化を推進することを目的とする。

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落にある敷地及び建築物（国、地方公共団体、特殊法人又はこれらに準ずる団体が所有し、かつ、管理するものを除く。以下「敷地等」という。）において実施する別表第 1 の左欄に定める緑化事業で、別表第 2 に定める選択要件のいずれかを満たし、かつ、同表に定める必須要件を満たしているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助事業としない。

(1) 緑化工法、緑化資材等の営業を目的とした緑化事業

(2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある敷地等における緑化事業

(3) 本市以外の団体等から補助金等の交付を受ける緑化事業及び市税を滞納している者が行う緑化事業

(4) 小牧市暴力団排除条例（平成 24 年小牧市条例第 16 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者が行う緑化事業

(5) 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が行う緑化事業

3 補助事業は、補助金の交付の決定の日以後に着手するものでなければならない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助事業に要する経費のうち補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1の中欄に定める額とする。

2 市は、予算の範囲内において、別表第1の右欄に定める額の補助金を補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に交付する。

3 補助対象経費には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まないものとする。ただし、補助事業者が次の各号のいずれかである場合は、消費税等を含めるものとする。

(1) 個人事業者でない個人

(2) 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない事業者

(3) 消費税を納める義務を免除された事業者

(4) 消費税の簡易課税制度の適用を受ける届出をしている事業者

(5) 消費税法別表第3に掲げる法人

(6) 消費税の課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由により消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する14日前までに小牧市緑化推進事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類2部ずつを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第7号の書類にあっては申請者が次項ただし書きに該当する場合に、第8号の書類にあっては申請者が第3項に該当する場合に限り、提出するものとする。

(1) 事業計画書（様式第2）

(2) 事業費内訳明細書（様式第3）

(3) 事業費を証明する書類（見積書等）

(4) 事業場所の位置図

(5) 事業に係る図面（計画平面図、緑化工法のわかる図面（断面図等））

(6) 現況写真（補助金の交付の対象となる緑化工事の未着手が分かる写真）

(7) 管理者が管理義務を負う取決書

(8) 事業実施敷地等所有者の承諾書

(9) 維持管理に関する誓約書（様式第4）

(10) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業により設置される緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及びこれらに付随して設けられる園路、土留その他の施設をいう。以下同じ。）の管理者（以下「管理者」という。）と申請者は、同一でなければならない。ただし、管理者と申請者が異なる場合において、管理者と申請者の間で、管理義務を管理者が負う旨の取決めがなされているときは、管理者と申請者は同一とみなすものとする。

3 申請者は、当該申請者と補助事業により設置される緑化施設の存する敷地等の所有者とが異なる場合は、当該敷地等の所有者の承諾を得た上で申請しなければならない。

（補助金の交付の決定の通知）

第6条 規則第7条の規定による補助金の交付の決定の通知は、小牧市緑化推進事業補助金交付決定通知書（様式第5。以下「決定通知書」という。）による。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げをしようとする者は、決定通知書を受け取った日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める期間内に申請の取下げがなかった場合は、申請者には、補助事業を行う義務が発生するものとする。

（計画変更等）

第8条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに小牧市緑化推進補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6）に事業の変更内容がわかる書類2部を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 規則第5条から第7条までの規定及び前条の規定は、前項の申請があった場合に準用する。この場合において、規則第7条中「補助金等交付決定通知書（様式第2）」とあるのは、「小牧市緑化推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第7）」と読み替えるものとする。

3 変更後の補助金の交付決定額は、変更前の補助金の交付決定額を超えない額とする。

（実績報告書）

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業が完了した日か

ら起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月15日のいずれか早い日までに小牧市緑化推進補助事業実績報告書（様式第8）に次に掲げる書類2部を添えて行うものとする。

- (1) 事業報告書（様式第9）
- (2) 事業に係る図面（事業実施後の平面図及び緑化工法のわかる図面（断面図等））
- (3) 写真（着手前及び完了後）
- (4) 事業費用支払い領収書の写し又はそれに類するもの
- (5) その他市長が必要と認める書類
（額の確定の通知）

第10条 規則第13条に規定する額の確定の通知は、小牧市緑化推進事業補助金確定通知書（様式第10。以下「確定通知書」という。）による。

（補助金の交付）

第11条 補助事業者は、確定通知書を受け取った日から起算して20日以内に小牧市緑化推進事業補助金請求書（様式第11）を市長に提出するものとする。ただし、最終請求日は、翌年度の4月30日とする。

2 補助金は、請求書を受け取った日から起算して30日以内に交付するものとする。

（表示板の設置）

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、「あいち森と緑づくり税」を活用した交付事業により緑化事業を実施した旨の表示板（様式第12）を事業施行箇所に設置しなければならない。

（樹木等の管理）

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業が完了した後においても維持管理上やむを得ない場合を除き、善良な管理者の注意をもって現状を維持し、樹木等の健全な育成及び管理に努めなければならない。

（状況報告）

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、市長が前条の目的を達成するために必要と認めるときは、速やかに小牧市緑化推進事業補助対象緑化施設状況報告書（様式第13）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業場所の位置図

(2) 事業に係る図面(計画平面図及び緑化工法のわかる図面(断面図等))

(3) 状況写真

(交付の決定の取消等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助事業者に小牧市緑化推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第14)により通知するとともに、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に反する行為があったとき。

(3) 補助事業により設置された緑化施設を破壊し、若しくは除却し、又は緑化施設以外の用途に転用したとき。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、市長の承認を得なければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間又はそれに準ずるものと市長が認める期間を経過している場合は、この限りでない。

2 補助事業者が、前項の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長は交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の小牧市都市緑化推進事業補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市都市緑化推進事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成30年1月5日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

緑化事業区分	補助対象経費	補助金の額
<p>屋上緑化 壁面緑化 空地緑化 駐車場緑化 生垣設置 （屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化については、緑化対象面積の合計が50平方メートル以上であること。生垣設置については、延長15メートル以上であること。）</p>	<p>屋上緑化、壁面緑化、空地緑化及び駐車場緑化の工事費のうち植栽、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材及び防根層を含む。）、灌水施設に係る費用並びに生垣設置に係る工事費並びに表示板の設置に係る工事費。ただし、植栽については、植栽した個体の生育期間の見込みが2年程度もの及び土地、建物に定着していない移動可能なものを除く。</p>	<p>1 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（1,000円未満の端数金額は、切り捨てる）とする。ただし、各緑化事業区分における最高限度額は500万円又は次に掲げる額のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 屋上緑化及び壁面緑化 緑化対象面積に1平方メートル当たり3万円を乗じて得た額</p> <p>(2) 駐車場緑化 緑化対象面積に1平方メートル当たり2万円を乗じて得た額</p> <p>(3) 空地緑化 緑化対象面積に1平方メートル当たり1万5千円を乗じて得た額</p> <p>(4) 生垣設置 延長に1メートル当たり5千円を乗じて得た額</p> <p>2 1の規定により算出した補助金の額が10万円未満の場合は、補助金は交付しない。</p>

備考 緑化対象面積の算出方法は、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法を準用する。

別表第 2（第 3 条関係）

<p>選択要件</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公開性があること。 2 緑化重点地区内であること。 3 中高木による植栽の面積が緑化面積の 25 パーセント以上であること。 4 緑化面積が 1000 平方メートル以上であること。 5 屋上緑化及び壁面緑化の緑化対象面積の合計が緑化対象面積全体の 30 パーセント以上であること。
<p>必須要件（生け垣設置の場合に限る。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 植栽の延長がすべて公道又は隣地境界に面していること。 2 樹木の植栽が 1 メートルにつき 2 本以上であること。 3 樹木の高さが外部から眺望して 90 センチメートル以上であること。

- 備考
- 1 この表において、「公開性があること」とは、一般に開放されていること、管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができること、又は誰でも眺望できること等をいう。
 - 2 この表において、「緑化重点地区」とは、小牧市緑の基本計画に定められている小牧山周辺地区、味岡地区及び小牧南地区のことをいう。
 - 3 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に基づく緑化率の規制がある場合は、定められた緑化率を 2 パーセント以上上回ることをいう。